

行政評価の反映結果報告書

令和8年2月

令和7年度（令和6年度実施事業分） 重点プロジェクト事業・ 一般事務事業

本資料は、報告書の抜粋版です。



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

I はじめに

足立区では、行政評価の客観性を高め、区政の透明化と区政経営の改革・改善を進めることを目指し、平成17年度より公募による区民委員と学識経験者からなる足立区区民評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置しています。

今年度の区民評価委員会では、区長から諮問を受けた「重点プロジェクト事業」に該当する20事業（ひとと行財政7事業、くらしと行財政7事業、まちと行財政6事業）と、全体で約650ある一般事務事業のうち、予算に対する低執行率をはじめ、事業の手法や有効性などに何らかの課題がある事業について評価活動を行い、令和7年9月に「足立区区民評価委員会活動報告書」を発行しました。

この度、この報告書の中で出された「重点プロジェクト事業に関する提言」や「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み、各事業単位の評価に対する反映結果をまとめましたので、報告します。

区は今後も引き続き、行政評価制度を活用し、区政運営の改革・改善に取り組んでいきます。

Ⅱ 「重点プロジェクト事業に関する提言」と「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み

1 「重点プロジェクト事業に関する提言」に対する区の考え方・取組み

重点プロジェクト事業について、各分科会からの提言（概要）とそれに対する区の考え方・取組みは、以下のとおりです。

（1）ひとと行財政分科会からの提言（概要・要旨）

ア 必要としている区民へ行き届く支援を【提言1】

利用者アンケートなどはその取組の効果を測定するために有効であると考えられるが、当然のことながら取組を利用していない区民の声は含まれていない。支援を必要としていながら、支援までたどり着かない区民もいることが予想されるため、最終目標とともに対象者を確認し、支援が必要としている区民に届くことを目指してほしい。

⇒【提言1】に対する区の考え方・取組み

潜在的なニーズや課題を的確に把握するため、支援を必要とする方々の生活実態をより深く捉えていく必要があります。現場の声を聴き、支援の継続的な質的向上を図ることで、寄り添った切れ目ない支援を実現していきます。

No.13「ひとり親家庭総合支援事業」では、ひとり親家庭へのアンケートの実施や、支援が必要なケースを把握した都度、課内係間で情報を共有し、ニーズを把握していきます。

また、把握した生活状況に基づき、特に支援が必要と思われる世帯に対しては、電話による聴き取りやアウトリーチ等により、積極的に働きかけていきます。

なお、事業の成果指標においては、「交流事業年間参加世帯数」や「就労支援事業と講座を活用した人数」といった定量的指標を用いてきましたが、今後は窓口アンケートの結果などを通じて、利用者満足度を測定する質的評価を導入し、事業成果の可視化を図り、継続的なサービスの向上に繋げていきます。

イ 円滑な評価活動を目指して【提言2】

どのような協創相手がいるかの情報収集を行うことや、各事業の取組について情報発信を行い、協創相手が主体的に足立区に働きかけられるような窓口を設けることなどが可能であろう。さらに柔軟な発想が求められており、各担当所管がこれまでの取組の中では挑戦していなかったことに取り組もうとする姿勢が求められる。全く新しいことを生み出すことは非常に難しいことだが、すでに何かしらの取組を展開している協創相手とつながりをもつことができれば、事業の新たな扉が開く可能性がある。

⇒【提言2】に対する区の方考え方・取組み

区事務局として、区民委員と各所管課との認識の齟齬（そご）を防止し、その隔たりを解消する必要性を強く認識しています。このため、次年度の評価活動におけるヒアリングにおいては、提言に対する区を取り組み状況や受け止めを確認するためヒアリングの時間を設けることを考えています。これまでもヒアリング時間の延長など、円滑なコミュニケーションに資する配慮を行ってきたところではありますが、より率直な意見交換を促進するため、上記のような対応を講じることとしました。

(2) くらしと行財政分科会からの提言（概要・要旨）

ア 庁内連携と情報共有を強化する既存の枠組みを越えた協創推進

【提言3】

協創の創出にあたっては、すでにワーキンググループの実施など萌芽的な取り組みが生まれているが、具体的なモデルケースや、協創を支える組織的かつ実質的な仕組みを構築し、足立区の特徴や強みを活かした既存の枠組みを超えた協創の推進・発展を期待する。

⇒【提言3】に対する区の方考え方・取組み

各部署のリソースを活用し合い、連携して行政課題に取り組む「協創」の体制を構築していきます。

No.35「協創推進コーディネートの強化（人づくり・場づくり）」では、組織横断型のプロジェクトチーム「Oh! dan's」を発足し、会議や総会を通じて他部署交流を図り、各所属の課題等を共有しました。

「Oh!dan's」発案の庁内連携事業として、令和8年4月には、Googleドライブを活用して、全庁の広報物データをシェアするプラットフォームシステムの運用を開始します。

今後も、横のつながりを価値創出や庁内連携へと発展させていきます。

イ 若い世代への多様なアプローチと情報発信の質の向上【提言4】

若者世代への情報発信は従来型メディア（新聞やテレビ、広報紙）のみならず、ホームページやSNSなどのオンラインメディアを通じた発信を行われていたが、本当にターゲット層に届いているのかモニタリングが必要ではないか。広報部門と各部署が連携し、よりターゲット層を意識した広報戦略を検討することに挑戦してもらいたい。

⇒【提言4】に対する区の考え方・取組み

ターゲットへの確実な情報発信を実現するため、それぞれの特性を的確に捉えた効果的な情報発信を展開していきます。

No.17「ごみの減量・資源化の推進」においては、視聴数や視聴者情報（性別や年齢層、視聴時間帯など）による効果計測等の分析を行い、より効果的な周知を実施していきます。また、「アダチ若者会議」に参加し、若年層への情報発信に関する有効な方法などの意見を募り研究し、情報を発信していきます。

(3) まちと行財政分科会からの提言（概要・要旨）

ア ロジックモデルと指標の再検証を通じたPDCAの徹底【提言5】

多くの事業で設定された成果指標と実際の目的達成との間に乖離が見受けられた。特に、定量的な数値目標を追うことに偏重し、地域住民の生活改善や地域活性化という本質的な成果に結びついていないケースが散見される

⇒【提言5】に対する区の考え方・取組み

活動指標と成果指標のつながりなど、ロジックツリーを明確に構築し、事業の進捗が正しく評価できるよう、適正な指標設定に努めていきます。

No.25「燃えにくいまちづくりの推進」では、最終成果と乖離していると指摘された指標について見直しを図っていきます。

本事業は、助成制度等による老朽建築物の解体促進を主眼とし、助成額や対象の拡充が直接的な成果に寄与するものと認識しています。令和8年度以降も、西新井駅西口周辺地区の密集事業および不燃化特区制度の延伸など事業を継続し、あわせて、高齢者世帯に対する建替え助成費の上乗せを開始することで、老朽建築物の減少をさらに促進させ、不燃領域率の向上を図っていきます。

また、個別相談等を通じて事業の本質的なボトルネックや改善点を把握し、適宜、都や関係各署と連携して課題を解決していきます。

イ 情報共有の強化による施策効果の最大化を【提言6】

防災関連や地域活性化を中心とした複数の事業が並行して実施されているが、これらが縦割りのまま推進され、区民に対して統一かつわかりやすいメッセージが届けられていない現状がうかがえる。今後は、部署やプロジェクト間の壁を越えて計画段階から協議・調整を進め、共通の目標や統一した広報戦略を策定することが必要である。

⇒【提言6】に対する区の考え方・取組み

計画策定等の基礎資料となる区民アンケートにおいては、その実施前に、庁議等で、その内容や対象を共有し、あわせて質問したい所管課を募るなどの情報共有と連携を図っています。また、チラシなどの広報物において情報を届けたい相手と同じ場合には、情報を一つに集約するな

ど連携も庁内で広がってきています。引き続き、施策の効果を高めるためにも、庁内連携を進めていきます。

2 「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み

一般事務事業について、一般事務事業見直し分科会からの主な評価意見（要旨）とそれに対する区の考え方・取組みは、以下のとおりです。

（1）総括意見（要旨）

ア 事務事業の活動量・活動成果を測る指標の妥当性について

【総括意見①】

「何をやったか」というアウトプット（結果）にとどまる指標が多く、「どのような効果をもたらしたのか」というアウトカム（成果）が十分に把握できず、事業手法及び予算計上の妥当性や、補助金等の有効性を評価することが難しいケースがあった。

事務事業評価の制度上、指標の設定にはやむを得ない事情もあると考えられるが、国の統計などを活用して、可能な限りアウトカムに近い指標を採用することが望ましい。もしそれが難しい場合でも、アウトカムとの関連性が強いアウトプット指標を設定すべきである。

⇒【総括意見①】に対する区の考え方・取組み

事務事業評価においては、各事務事業の目的達成（成果）につながるプロセス（活動）を可視化するという観点から「活動指標」を設定し、その実績値を単年度ごとに測定・分析することで投入資源（人と財源）の増減を行います。

ご意見を受けて、財政課において全事務事業（637事業）の指標を点検した結果、講座の開催数や情報発信回数などの「実施量（アウトプット）」に留まる指標が約4割の事務事業で見受けられました。

このような指標については、可能な限り「アウトカムに近い指標（※）」を設定を目指し、各所管課と連携して令和8年度の評価に向けて改善していきます。

※ アウトカムに近い指標例

アウトプット（活動指標）			アウトカム （成果指標）
実施量	到達量	活用量	
禁煙講座の 開催数	参加者数	参加後に禁煙 を始めた人数	喫煙率 （低減目標）

右に行くほどアウトカムに近くなる

イ 受益者負担の水準に関する自己評価の基準について

【総括意見②】

事務事業評価調書の作成時に、各部局は「受益者負担の水準は妥当だと考えられるか？」という問いに対し、「妥当である」、「検討を要する」、「負担導入は困難」、「該当しない」のいずれかを選択する。

例えば中小企業融資事業では、制度融資に関する信用保証料等について「事業者に一定の自己負担があることから受益者負担の水準は妥当」と整理しているが、事業者は行政に対して対価を支払っているわけではない。「受益者が行政サービスの対価として、受益の範囲内で費用の一部または全部を負担する」という受益者負担の考え方とは異なるため、「該当しない」を選択するのが妥当である。

また、パラスポーツ推進事業でも「受益者負担を徴収していないことが妥当である」と整理されているが、「該当しない」が適切である。今後は、受益者負担の考え方について、区全体で共通の評価基準を整理し、事業評価の前提条件として明確化する必要がある。

⇒【総括意見②】に対する区の考え方・取組み

ご指摘いただいた事務事業評価調書の該当箇所については、令和8年度評価に向けて評価基準を整理したうえで、作成要領及び行政評価運用マニュアルに追加するとともに、行政評価推進員向けの説明会においても周知徹底を図っていきます。

ウ 評価基準に沿った説明について【総括意見③】

【総括意見③】

区民評価委員は、「事業の必要性」、「事業手法の妥当性」、「受益者負担の適切度」、「事業の周知度」、「補助金等の有効性」、「予算計上の妥当性」という軸で評価している。ヒアリング等を通じて事業の目的や事業内容は理解できたが、時間の制約もあり、特に「事業手法の妥当性」や「予算計上の妥当性」に十分な判断材料が提供されたとは言えない。今後は、これらの評価軸を踏まえたプレゼンを期待したい。

⇒【総括意見③】に対する区の考え方・取組み

令和8年度に向けては、評価に十分な判断材料をご提供できるよう、ヒアリング対象となった所管課には、評価基準を踏まえた資料作成とプレゼンテーションを徹底していきます。

また、ヒアリング時間については、限られた時間の中で充実した内容となるよう、①プレゼンテーション、②質疑応答、③委員同士の協議について、時間配分をご相談させていただきます。

(2) 事業別評価結果 (要旨)

ア 区有財産取得・活用事務

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

低・未利用地の利活用については、不動産業者など民間事業者との協働が求められるが、その体制が整備されているとはいえない。

また、暫定的な利活用策として駐車場の形で貸付を行っているが、一定の期間を経ても利活用方針が定まらないものについては、売却も視野に入れるべきである。法定外公共物については、利用者間の負担の公平性の観点から使用料を求めるべきである。

② 事業の周知度

低・未利用地の情報や活用方針が区民に十分に伝わっているか疑問が残る。また、法定外公共物の情報公開は受動的で、周知が十分とはいえない。

⇒【評価意見】に対する区の方針・取組み

① 事業手法の妥当性

民間事業者との協働については、民間経験のある専門職員などを通じて事業者へヒアリングを行うことや、弁護士への相談など積極的に努めています。駐車場として暫定活用する間に、将来的な公共目的での利用がないか把握し、そうした利用がない場合には意見のとおり売却も含め検討していきます。なお、売却の場合には、まずは公共・公益性の高い事業者に売却できないか調査し、それが適わない場合は一般競争入札によるものとします。

② 事業の周知度

低・未利用地の情報や活用方針は「区有地等地活用基本方針」を策定し、区ホームページで公開していますが、今後、より区民等に向けてわかりやすい内容に改定していきます。法定外公共物の周知についてはホームページほかSNSによる情報発信について検討していきます。

イ パラスポーツ推進事業

【評価意見】

① 補助金等の有効性

障がい者スポーツ活動助成制度は一定の意義があると思われるが、上限1万円までの支給が妥当かどうか検討が必要である。対象者のニーズや経済状況を踏まえ、助成対象者の要件を再検討することが望ましい。また、定量的な効果検証や新規利用者拡大への取り

組みも求められる。

② 予算計上の妥当性

中長期的な事業継続には、持続可能な予算や人的リソースの確保が重要であり、特に高額な招聘費用については費用対効果の検証が求められる。また、業務委託に関しては連携協定との兼ね合いもあると思われるが、公平性や透明性の観点から、プロポーザル方式の採用など、より競争的な業者選定の可能性も検討して頂きたい。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 補助金等の有効性

令和7年度から、助成金を受けた障がい者の新規スポーツ開始件数や参加頻度の変化を把握するアンケートを開始しました。今後、令和8年度に結果を分析して効果検証を行います。

また、新規参加者の利用促進にあたっては、施設に通所していない中途障がいの方などへの周知を目的として、区内の医療機関を通じた情報提供に取り組んでいます。今後も周知を拡大し、より多くの障がい者が参加できる環境整備を進めていきます。

② 予算計上の妥当性

パラスポーツ専門家の招聘は、毎年実施するのではなく、オンラインによる実施を中心とし、令和8年度は費用計上しません。

また、スペシャルライフコートフェスティバルを起点とした一連のパラスポーツ推進事業は、一体的に実施できる事業者が現行事業者のほか、把握できていないため、現行事業者に委託しています。今後は他自治体の事例等も参考にし、適切な事業者があればプロポーザル方式の導入も検討していきます。

ウ 中小企業融資事業

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

単なる信用保証料補助や利子補給制度の提供にとどまり、融資後の業績や支援効果の定量的検証が不足しているため、支援が真に必要な企業に届いているか不明である。融資後の企業の経営状況を把握するほか、必要な経営改善や成長戦略の策定を支援するフォローアップの仕組みを強化し、事業の実効性を高めることが求められる。

② 予算計上の妥当性

近年は決算額に比して（当初・補正後）予算が過大に見積もられており、予算計上の妥当性には課題がある。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 事業手法の妥当性

融資実行後の事業者の経営状況の把握やフォローアップについては、まずは金融機関において実施されるべきものであると考えていますが、融資を利用した事業者で、その後の区のフォローアップを希望する事業者に対する中小企業相談員による経営相談やマッチングクリエイターによる訪問等を通じて、区としても経営改善の状況や設備投資効果の把握に努めていきます。

② 予算計上の妥当性

令和6年度当初予算については、令和4年度、5年度の決算額と比較して過大な予算計上となっていたため、令和7年度当初予算は約3億6千万円削減しましたが、令和8年度当初予算はさらに前年度比で約5億8千万円削減し、約15億7千万円の計上としました。今後も実績に基づいた、適正な予算計上を行っていきます。

エ 在宅医療・介護連携推進事業

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

研修回数や相談件数といった活動指標だけでは、医療と介護の連携が深まったかどうかを評価することが難しい。

指標に関しては、在宅診療数や再入院率の低下など連携の効果を測る指標の導入が望まれる。また、研修を指標に入れるのであれば、回数よりも研修の質を表す指標を導入することが望ましい。

② 事業の周知度

相談件数の減少や認知度の低さから、事業の周知方法や対象には改善の余地がある。在宅医療や介護の選択肢が十分に知られていない現状を踏まえ、医療・介護従事者向けの取り組みだけでなく、地域の高齢者や家族への情報発信の強化が不可欠である。「すこやかプラザ あだち」への拠点移動を契機に、広報や参加促進への一層の注力を期待したい。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 事業手法の妥当性

研修会や交流会など多職種連携に関する事業を行った回数は活動指標として残しつつ、連携の質向上を図るための指標として、アウトカム指標を「高齢者等実態調査」の連携強化、インパクト指標を在宅診療数として設定できるかを検討していきます。

② 事業の周知度

在宅療養区民啓発講座を令和7年度、令和8年度ともに2回開催

します。また、令和7年度中に「在宅療養区民啓発紙」「在宅療養区民啓発リーフレット」を発行するため、区施設への配架や「千本桜まつり」などのイベントで配布し、周知を強化していきます。

オ 感染症予防・患者医療費公費負担事業

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

性感染症検査の受診率向上や外国人の健康診断実施状況の把握、年齢層ごとの啓発手法の工夫など改善の余地がある。特に、性感染症検査のWEB予約や非対面検査の導入など利便性向上策は早急に検討されるべきであり、実効性を高める取り組みの強化が求められる。

② 補助金等の有効性

ICN（感染管理認定看護師等）の配置促進補助は、区の感染症対策能力向上に寄与する有用な制度であるが、利用が十分に伸びていない点は課題である。医療機関への働きかけや制度周知をさらに強化し、ICNの定着につながる支援策の拡充が求められる。また、ICNの拡充が足立区にどのような恩恵をもたらすのか、費用対効果を含めた検証を進めることが望まれる。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 事業手法の妥当性

検査への心理的ハードルを下げ、利便性を向上させるため、令和8年度から保健所でのHIV・性感染症検査のオンライン予約が開始できるよう調整を行っています。

また、平日日中の来所が困難な方等に向け、令和8年6月の「東京都HIV検査・相談月間」に合わせて、モデル的に郵送検査を実施することを検討しています。実施後には、申込状況等を分析し、郵送検査の拡充や保健所での検査を含めたHIV・性感染症検査実施方法について検討してまいります。

② 補助金等の有効性

現在、区内医療機関への訪問による補助制度説明や、対面・オンラインでのハイブリッド形式の説明会実施等に取り組んでいるところであり、令和8年度においても、医療機関への訪問を中心にICN配置の意義の説明や医療機関の状況把握の継続を構想しています。候補者の選定や受験準備には一定の時間を要することから、実際に資格取得へ結びつくまで、長期的な視点で対応を行っていきます。

また、現在実施しているICN実務者連絡会について、ICN未

配置の医療機関への声かけ等対象を拡大し、I C Nと連携した情報共有や課題解決に向けた取り組みを令和8年度以降も継続的に実施してまいります。

I C Nの増加による足立区への恩恵については、専門人材の確保によって医療機関がより高度な加算を取得することができ、地域の中核的役割を担うことや経営の安定化等が期待されるところですが、これについても長期的な視点で確認を行ってまいります。

カ 住宅施策推進事務

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

住宅専門相談会やアドバイザー派遣、外部団体との連携による居住支援など、対象者の多様な課題に応じた複数の手法が採用されており、現場に密着した対応として妥当性は高いと評価できる。一方で、マンション管理計画認定制度の申請促進や適切な管理方法の周知については課題が残るため、他自治体の「プッシュ型」アプローチも参考にした積極的な周知・働きかけが望まれる。

② 事業の周知度

相談件数の実績から一定の認知は進んでいるが、マンション管理計画認定制度の認定件数は区内対象 1,311 棟のうち 25 棟にとどまり、本制度の存在やメリットが十分に浸透していない可能性がある。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 事業手法の妥当性

従来のアドバイザー派遣に加えて、他自治体を参考に令和8年度から「プッシュ型」支援を実施します。区が管理不全の兆候が見受けられる分譲マンションに、マンション管理士を派遣してマンションごとの課題整理および支援計画を作成し、積極的な周知・働きかけを行っていきます（令和8年度当初予算7,524千円、前年度比3,762千円 拡充）。

② 事業の周知度

制度の存在やメリットが浸透していないことについて、従来のマンションセミナーや区の広報掲載を引き続き行い、令和8年度には区内全棟の分譲マンション実態調査を実施します。調査結果から、管理計画認定制度が特に必要なマンションを中心に、アドバイザー派遣の「プッシュ型」支援など積極的に働きかけていきます。

キ 区立小・中学校の改築事業

【評価意見】

① 事業手法の妥当性

建材費高騰や人手不足といった制約下で財政負担を平準化しつつ、段階的に改築を進める方針は現実的であり、防災機能の複合化やプロポーザル方式の採用など、柔軟なアプローチも評価できる。ただし、改築コストの増大に対応するため、P F I や包括的民間委託などの民間資金活用や、サウンディング調査を通じた事業者との連携強化による効率化を一層検討すべきである。

② 事業の周知度

改築対象校の関係者には一定の情報提供が行われていると推察されるが、事業全体の概要や進捗について、区民全体への発信は必ずしも十分とはいえない。学校改築は教育環境整備のみならず、防災機能強化や地域利用にも関わる複合的な事業であり、特にP F I など馴染みの薄い手法を導入する際は、丁寧な説明と透明性のある情報発信が不可欠である。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

① 事業手法の妥当性

かつて千住地区の施設更新の際にP F Iの導入を模索しましたが、民間事業者から事業採算性が合わないという話があり断念した経緯があります。引き続きP F I や包括的民間委託、サウンディング調査を通じた事業者との連携強化に関して他区の取り組み状況を調査するなど先進事例の研究を行っていきます。

② 事業の周知度

学校改築の進捗等は保護者や地域住民からなる会議等で区から情報提供しているほか、近隣住民向けに建築計画や工事の説明会を開催した場合はその内容を区ホームページで公表しています。不特定多数の住民の使用が想定される避難所の機能等については、ホームページ等により、学校関係者だけでなくより多くの住民への周知に努めていきます。また、今後P F I等の手法を導入する際は、その効果や必要性等について理解いただけるよう丁寧な説明を行っていきます。